# 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施		設	0	ס	名		称	宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)
指	定	管	理	者	の	名	称	認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
施	設	所	管	部	課	(室	₹)	環境生活部 共同参画社会推進課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期		間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成17年 4月	~	平成20年 3月	指定管理者	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	
平成20年 4月	~	平成23年 3月	指定管理者	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	
平成23年 4月	~	平成28年 3月	指定管理者	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	
平成28年 4月	~	平成31年 3月	指定管理者	認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	
平成31年 4月	~	令和4年 3月	指定管理者	認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	

<sup>(</sup>注)管理形態欄には,直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

		<u> </u>	70 X KNC	, HC //	· · · · ·
担	定管理	<b>≠</b> 0	夕松	名 称	認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
18	<b>足</b> 目 垤	日の	10 11%	所在地	仙台市宮城野区榴岡3-11-6 コーポラス島田B6
指	定	期	間	平成31年	4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日 (3か年)
募	集	方	法	■ 公募	□ 非公募

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

		<i>70</i> 5 1	心成功	- W	NHUV (A
施	設	の	名	称	宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)
所		在		地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
設	置		年	月	平成13年 4月
根	拠	条	例	等	民間非営利活動拠点施設条例
設	置		目	的	県民の、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動を総合的に促進するため。
					敷 地 面 積 1,262 m²(専用部分)
					構 造 鉄筋コンクリート
施	設	の	内	容	交流サロン・相談コーナー、事務室、展示室コーナー、レストラン、会議室、研修室、共同作業室、通路等、事務ブース、情報・研究ルーム、書庫、倉庫、 倉庫、 製本室
開	館	<b>(</b> 克	听 )	日	火曜日から日曜日(休館日:月曜日、年末年始(12月29日から1月3日))
開	館(	所	)時	間	午前 9時 30分 ~ 午後 9時 30分(火曜~土曜) 午前 9時 30分 ~ 午後 5時 30分(日曜、祝日)
指業	定 管 務	理 都 の	舌 が 彳 範		(1)民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること (2)民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること (3)民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること (4)民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること (5)民間非営利活動を行う者, 県民, 企業及び県相互の連携及び交流の推進に関すること (6)以上の他, 拠点施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務
					採用の有無 ■ 有 □ 無
利	用	料	金	制	利用料金の名称施設等の使用に係る料金

## 4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

## (1) 開館(所)日数及び利用者数

	事業計画	実	績		
項目	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
開館(所)日数	307 日	308 日	307 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	31,590 人	39,872 人	24,786 人	78.5%	62.2%

(注)対象施設が複数ある場合は,施設ごとに記入してください。

## (2) 延べ利用者数の内訳

	事業計画	実	績		
項目	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
施設見学者	30 人	27 人	30 人	100.0%	111.1%
大学および行政等からのヒアリング	5 人	1 人	1 人	20.0%	100.0%
交流サロン使用者	7,000 人	8,736 人	5,605 人	80.1%	64.2%
電話問い合わせ者	1,800 人	1,768 人	1,813 人	100.7%	102.5%
情報収集·提供者	2,000 人	2,457 人	1,206 人	60.3%	49.1%
プラザ使用方法の案内・問合せ者	1,000 人	1,203 人	1,052 人	105.2%	87.4%
会議室申込者	1,000 人	1,037 人	870 人	87.0%	83.9%
縦覧·閲覧者	5 人	3 人	0 人	0.0%	0.0%
会議室利用者	10,000 人	11,867 人	5,761 人	57.6%	48.5%
NPOに関する相談者	350 人	384 人	448 人	128.0%	116.7%
パソコン利用者	1,000 人	1,451 人	786 人	78.6%	54.2%
作業室利用者	2,000 人	2,587 人	1,308 人	65.4%	50.6%
チラシ等広報依頼者	1,200 人	1,549 人	1,204 人	100.3%	77.7%
事務ブース利用者	1,200 人	1,103 人	895 人	74.6%	81.1%
ショップ利用者	1,000 人	2,014 人	847 人	84.7%	42.1%
レストラン利用者	2,000 人	3,685 人	2,960 人	148.0%	80.3%
合 計	31,590 人	39,872 人	24,786 人	78.5%	62.2%

## 5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入				道)	单位:千円,%)
項目	事業計画 評価対象年度 (令和2年度)	第 年 度 (令和元年度)	續 評価対象年度 (令和2年度)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
旧长台签证处	(A)	(B)	(C)	100.0%	07.0%
県指定管理料	32,600		33,261	102.0%	97.2%
利用料金収入	2,580	2,350	1,970	76.4%	83.8%
その他	981	953	565	57.6%	59.3%
収入計(a)	36,161	37,515	35,796	99.0%	95.4%
(2) 支出				-	
人件費	25,164	24,688	23,713	94.2%	96.1%
施設管理費	2,412	2,417	2,269	94.1%	93.9%
事業運営費	1,268	1,377	1,166	92.0%	84.7%
その他	7,317	9,104	8,621	117.8%	94.7%
支出計(b)	36,161	37,586	35,769	98.9%	95.2%
(3) 収支					
収 支 (c)=(a)-(b)	0	-71	27	#DIV/0!	-38.0%
前期繰越収支差額	0	-	_	#VALUE!	#VALUE!
次期繰越収支差額	0	-	-	#VALUE!	#VALUE!
※ 自主事業を実施している場合は、	上記に準じて,自主	事業の収支実績	を別掲すること。	•	

## 6. 評価対象年度(令和元年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

1首 📮	事業実績	   指定管理者の自己評価		県の評価	
項目	【指定管理者記入】	【指定管理者記入】	評価	F++-=n=c4±=n=n n n	評価
①管理運営体制	①NPOプラザの業務は、施設設備の貸出しにとどまらず、NPO運営にかかわる相談や情報提供が必要なため、施設の開錠を担当する早番勤務(8:30~17:30)、中番勤務(8:45~17:45)と遅番勤務(12:45~21:45)のシフト制にして、各時間帯に常時3名以上のスタッフを配置した。特に館長、運営主任(運営業務主任)を含む4名をシフトリーダーとして常に配置し、必要に応じて館長、運営主任による会議を行ったほか、全スタッフのメーリングリストや、緊急時連絡網を作成し、緊急事態が発生した場合は、速やかに報告できる体制をとった。	スタッフは出勤前に検温をすることとし、出勤時および業務時間中の手洗い・消毒を徹底	S	・事業計画に基づき計画的に人員配置及び施設の運営が行われたことが認められる。 ・毎月1回、休館日に全スタッフが出席するミーティングを実施し管理運営に係る情報共有などを行っており、施設の円滑な管理運営に繋げている。 ・各種研修等を利用しスタッフの資質向上に努めている。 ・パンフレットの配布や電子メール等によりみやぎNPOブラザのPRを継続的に実施している。	
	②シフト勤務でスタッフが一堂に会すことが難しいため、毎月1回、休館日に全スタッフが出席するミーティングを実施し、1ヶ月の事業評価と課題検討、翌月の事業予定などの情報を共有した。  ③NPOの運営を支援するにあたり、スタッフのスキルアップを図るため、NPOやNPO支援組織などが主催するNPOマネジメントに関連する研修を述べ63名のスタッフが受講した。	し、円滑に業務を進めることができた。 ・ミーティングと合わせて、NPO支援業務に活			
	め、他団体の事業等にスタッフを派遣した(8回、8名)。また、法人事務局が研修やイベン	・外部研修出席時等、NPOプラザパンフレットを持参し配布するなど、積極的にNPOプラザのPRを行った。新たに設立したNPO法人に対し、NPOプラザパンフレットや講座・相談チラシを郵送したほか、NPO法人や一般社団法人にNPOプラザの活用方法についてメール等で案内した。			
人員体制	正規 7人 非正規 2人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	①施設の状況を常に把握し、異常が発生した場合は、速やかに施設管理者である宮城県文化財課分室や主務課に報告し、協議の上対処した。 ②備品や設備の状況を常に把握し、故障が発生した場合は、速やかに主務課に報告のうえ、適宜対処した。 ③清掃員による清掃のない日や夜間など等を清掃した。 ④施設の利用状況を確認するため、1日3回の定時見回り及び閉館見回りを実施した。 ⑤宮城県文化財課分室、宮城県婦人会館との複合施設のため、全館の施設管に係る3者会議に出席し、情報を共有した。 ⑤交流サロンでは最新のOSが入ったパソコプリンタを接続し貸出した。また、交流サロンでは最新のOSが入ったパソコプリンタを接続し貸出した。また、交流サロンで使用可県が全館に公衆無線LANを設置にため、適切に管理するとともに利用者が活用できるよう周知した。	NPOプラザスタッフが厨房内に設置している 県備品の冷蔵庫やガスレンジ等の清掃と部 品交換等のメンテナンスを行った。 ・スタッフによる清掃も徹底し、常に清潔な状態を保つように心がけた。	3	・備品や施設の修繕等については県との指定管理者協定書の中で取り決められた区分により適切に対応している。 ・定期見回りの実施については、利用状況の確認とともに、異常のも、評価できる。 ・庁舎及び施設の老朽化が進み、利用者からの意見が寄せられている中、宮城県文化財課分室及び婦人会館と連携しながら利用者の満足度を高めるよう共有部分等についても積極的に協力・対応しており評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な消毒、換気等とともに、会議であるなど、施設設備の安心・安全な管理に努めたことは評価できる。	S

⑦光源が強く、モバイル機器の投影も可能なプロジェクターを指定管理者で新たに購入し、貸出した。12月に宮城県が大型モニターを設置したため、貸出体制を整え、利用者に周知した。

⑧共同作業室にシュレッダーを設置し、貸出した。また、仕様書に設置が定められている印刷機1台、カラーコピー機1台も常に使用できる状態に整備し、貸出した。

⑨新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言により、4/10~5/18の間、会議室、交流サロン、共同作業室の貸出しを休止した。

⑩新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受付窓口、交流サロン、会議室、共同作業室等の定期消毒と換気を徹底したほか、館内3ヶ所に手指消毒のためのアルコール消毒液を設置した。また、会議室等の利用定員を通常の半数にするとともに、利用者には検温を実施するとともに、クラスターが発生し消毒デ

・休止の前には、利用者へ個別に電話やメールで伝えるとともに、みやぎNPO情報ネットに 状況を掲載して周知した。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設や設備の適切な消毒や換気の方法を調べ、実践した。消毒は毎日定時に4回実施した。

員を通常の半数にするとともに、利用者には 検温を実施するとともに、クラスターが発生した場合に備えて、連絡先を確認した。 ・検温や消毒がスムーズにできるよう、自動 消毒ディスペンサー付きのサーマルカメラを 購入した。

> ・会議室を使用する団体には、希望に応じて アクリルパネルを貸出した。

・館内各所に新型コロナウイルス感染症拡大 防止の協力を呼びかけるポスター等を掲示し た。

・スタッフが業務にあたる事務室内は、いざという時にお互いが濃厚接触者にならないように業務中の座席を離したり、休憩場所での休憩時間が重ならないようにするなどのことに注意して業務にあたった。

⑩新型コロナウイルス感染症の影響により会議室使用を中止した団体には、使用料を適切に返金した。

・返金についてはみやぎNPO情報ネットで案内するとともに、会議室の使用手続き時に、使用中止時は返金が可能であることを説明した。

項 目	事業実績 【指定管理者記入】	   指定管理者の自己評価   指定管理者記入]		県の評価 【施設所管課記入】	
	【指定官埋る記人】 1.民間非営利活動に係る情報の収集及び提		評価	・NPOや県民が必要としている情報を積極的	評価
■営業務(ソフト事業等)の実施	供業務 (1)交流サロンの運営	・NPOや市民により多くの新しい情報を提供できるよう、全スタッフで情報収集に力を入れた。また、法人事務局とも連携し、新しい情報やNPOセクターに役立つ情報を発信した。 ・来館者に、NPOに関する情報収集のしかたを積極的にアドバイスし、一部は貸出パソコンの使用やイベントの参加、講座の受講、NPO相談の利用につながった。 ・よりNPO情報を見やすくするため、NPO情報ファイルの整備に力を入れた。 ・交流サロンでは無料でWi-Fiルータが使用できることが浸透し、ネットに接続してウェブ会議システムを使った会議をしたり、パソコンやタブレット講座を開催するNPOが増えた。	S	に収集、提供している。特にみやぎ情報を小 運営業務に関しては、助成金情報等常に最 新のNPO支援情報を掲載する等利用者への 効果的な情報提供に努めている。 ・ホームページ以外にも情報誌やメールマガ ジン、プログ、フェイスブック等、様々な媒体 を用いて県民に対してタイムリーな情報を提 供しており、利用者(閲覧者)の増加に繋がっ ていることは評価できる。	S
	避けるため1グループ5名までの利用とした。 (2)インターネット情報サイト(みやぎNPO情報ネット)運用業務等 ①みやぎNPO情報ネットの運用 NPOが発信するイベント等の情報を掲載するほか、NPOの活動に重要な助成金情報を収集し、掲載した。また、NPO法改正に関する案内をトピックスとして掲載した。年間訪問者数は228,680件、ページビュー数は335,823件、トップページアクセス数は21,450件。情報アップ数は1,265件。その他行政などの情報提供を合わせると、5,189件の情報更新作業をした。	を自粛または休止するNPOが多く、イベント&講座情報やボランティア募集情報の掲載件数が減少した。新規データアップ件数は、前年度から434件減少した。 ・NPOやNPO支援機関から寄せられた情報を多くの市民やNPOに活用してもらうため、情報を入力するスタッフを増員し、ボランティアの協力も得て、速やかに掲載した。 ・NPOの需要が高い助成金情報の収集と掲			
		・新型コロナウイルス感染症に関連した運営相談等の対応や、NPOも活用できる融資や補助、助成金等の支援策、相談窓ロ一覧とダウンロード可能なワードデータを掲載し、以降情報を随時追加・更新した。また、みやぎNPO情報ネットのQRコードを掲載し、情報ネットを周知した。 ・河北新報月曜日夕刊4面「志民の輪」に、みやぎNPO情報ネットに掲載している、イベント情報やボランティア募集情報、助成金情報等65件を提供し、情報を広く拡散するとともに、みやぎNPO情報ネットの周知を図った。			

#### (3)情報誌編集·発行業務

①「みやぎNPOプラザ情報 One to One」を年 6回発行

装丁: A3版 8頁 フルカラー印刷 発行日: 奇数月の1日 発行部数: 6,000部 配布先: 約200ヶ所 ・指定管理者の自主事業として平成30年度に毎月発行した「みやぎNPO・市民活動情報誌ゆるるinfo」の紙面を令和2年度も引継ぎ、「One to One」にボランティア募集情報やイベント情報などを掲載するinformationコーナーを4頁加えて発行した。多くの市民に有益な情報を掲載することから、発行部数は6,000部とした。

・新型コロナウイルス感染症関連の支援策への申請等についてNPOが相談できる窓口や、活動に活用できるオンラインツールの紹介、自宅で参加が可能なボランティア活動や、コロナ禍においても工夫して活動を継続している県内のNPOを取材し、掲載した。

・高齢者や色弱者に配慮したユニバーサル デザインを取り入れた。

(4)特定非営利活動促進法に規定する縦覧 及び閲覧に関する業務

宮城県が所轄するNPO法人の縦覧・閲覧書 類の設置、差し替え等を行った。(年間556 仏) ・書類の差し替えは宮城県から届き次第、速 やかに行った。

■仕様書に基づく業務のほか、以下を実施。

①「みやぎNPOプラザブログ〜をむすび日記

NPOプラザを身近に感じてもらえるよう、日ごろのNPOプラザで展開されている講座やイベント、交流サロンでの出来事、インキュベーション施設であるショップやレストランの様子など、年間314件発信した。

②みやぎNPOプラザFacebook

NPOプラザで開催する講座や専門相談の告知のほかに、ブログの更新状況をNPOや市民に拡散する手段として活用した。そのほかにも、市民にNPOプラザをより身近に感じてもらえるよう、NPOプラザの日常や取り組みなど、年間456件発信した。

また、県内のNPO支援施設が実施する事業 や活動の様子をシェアし、情報を拡散した。 ・ブログ更新時はFacebookでもその旨を発信 し、多くの人に閲覧してもらえるよう工夫した。

・Facebook上に講座や専門相談、フォーラムや市民活動カフェのイベントを紹介したほか、12月からオープンしたプラザレストラン「びすた〜り榴ヶ岡」のメニューなどの紹介にも力を入れ、プラザの利用につなげるよう努めた。

・発信件数は新型コロナウイルスの影響もあり 昨年度より前年度より減少したが、いいね数 やフォロワー数は増加した。

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
	③みやぎNPO情報ネットメールマガジン毎月1日に発行し、プラザからのお知らせや助成金情報、NPO法人認証情報など484件を掲載した。 登録者はR3.3末時点で918名。	・メールマガジン登録者拡大のため、講座開催時や相談実施時に積極的に登録を呼びかけた。 ・コロナ禍での活動を支援する助成金情報を収集し、掲載した。			
	2.民間非営利活動に係る相談及び研修業務 (1)民間非営利活動の促進・団体の育成等に関する相談業務 ①会計税務相談(税理士、公認会計士が対応) 年6回(5月、6月、9月、11月、1月、3月)に実施、年間18件対応。5月、6月については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施日を設けず、相談があった都度、日程および対応方法を調整し、主にウェブ会議システム「Zoom」や電話で対応した。1団体1時間対応、無料。 ②法人設立・団体運営相談 毎週水曜日実施、年間35件対応。	・より多くのNPOが相談を活用できるよう、チラシ配布やプログやメール、Facebookでの告知、NPOプラザ窓口での声がけなどを広報した。 ・会計税務相談は年間18団体の対応を予定し、結果満席となった。 ・館長、運営主任の3名体制で対応できるようにし、相談者の都合に合わせて水曜日以外でも柔軟に対応した。・コロナ禍での持続化給付金の申請方法や入金後の会計処理方法、総会開催方法などの相談に対応した。		・スタッフによる窓口相談は、NPO法人等からの相談が増加しており、定期的に行っている職員研修等により適正に相談対応が行われている。また、専門性を要する内容の場合は法律相談に繋ぐなど、適切な対応をしている。 ・仕様書に基づく相談業務以外の法律相談については、相談者に対し詳細な対応ができるよう専門家を配する等、仕様書に基づく相談と併せ相談者へのきめ細かい対応ができていることは評価できる。 ・研修に関する業務については、様々な媒体により広報を実施し周知に努めた他、相談者の都合に柔軟に対応している。 ・NPO支援施設及び中間支援組織の育成支援に関しては聴き取りによる現状や課題を把握するとともに、各支援センター等と協働し交流会や相談会などを継続して行うことによる支援力向上が期待される。	
	③スタッフによる窓口相談対応:年間356件。	・新型コロナウイルス感染症関連の相談増加に伴い、昨年度より59件増えた。 ・スタッフによる窓口相談対応では、正確な情報提供を心がけるとともに、スタッフでの対応が困難な場合は、専門家の相談につなぐなどしてNPOを支援した。 ・以前は専門家につないでいた相談内容でも、スタッフがワンストップで対応できる案件が増えた。 ・仕様書に記載されていないものを含めた専門相談、窓口相談合わせて414件のうち、新型コロナウイルス感染症に関する相談は106件で、全体の25.6%に上った。誤った情報を提供することのないよう、各支援策の窓口や所轄庁等への確認を徹底して対応するとともに、日頃の情報収集にも力を入れた。		・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ電話やWeb会議システムなどを利用した相談対応や講座・研修会を企画し実施していることは評価できる。	
	■仕様書に基づく業務のほか、以下を実施。 ①認定NPO法人申請相談 随時申込みを受けて対応。申込はなかった。 相談料1件1,000円。				
	②雇用調整助成金相談 申請に関連する相談に社会保険労務士が 対応した。 6月に1回開催、2件対応。 1団体1時間対応、相談料無料。	・雇用調整助成金相談は満席となった。			
	③オンライン事業展開相談 オンラインを活用した企画立案や事業運営 等に関する相談に、先駆的に取り組む専門 家が対応した。 12月に1回開催、3件対応。 1団体1時間対応、相談料1件1,000円。	・オンライン事業展開相談は満席となった。コロナ禍で対面活動が難しく試行錯誤するなか、タイムリーなテーマの相談を企画できた。			

(2)民間非営利活動の促進・団体の育成等 に関する研修業務 ①NPO運営のためのマネジメント講座 ·NPOがコロナ禍でも活動を継続できるような NPOの運営一般、人材育成に関する「NPO運営のためのマネジメント講座」を年6回開催し テーマを取り入れて実施した。 ·新型コロナウイルス感染症拡大防止により た。そのうち3回は、ウェブ会議システム 「Zoom」を活用して実施した。参加者総数は 102名(平均17名)。 会議室の定員が通常の半数としているため、 会場開催の講座も定員を少なくして実施し に。 ・3月に会場開催の講座を予定していたが、 県内で感染者が急増したため、急きょ会場と オンラインを併用した形で開催し、参加者か らも好評だった。 ②NPOの会計・税務・決算等の講座

 ※NPOがコロナ禍でも活動を継続できるよう、
 経理、税務、決算書件成に関する「NPOのた持続化給付金の申請方法などのテーマを取めの会計・税務講座」を年5回開催した。3月
 ※で表した。 に開催を予定していた講座は、前日にNPOプラザスタッフが新型コロナウイルス罹患が明ら ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により 会議室の定員を通常の半数としているため、 かになったため、県の指示のもと中止とした。 企画した6講座のうち2講座は、ウェブ会議シ 会場開催の講座も定員を少なくして実施し ステム「Zoom」を活用して実施した。参加者 ・マネジメント講座、会計講座ともに、緊急性 総数は101名(平均20.2名)。 の高いテーマは参加費を無料とした。

(3) 民間非常利活動に関する行政職員の理解に通事を対象に、NPOの基階やNPOを取り合領権、NPOで有数をの影響で、NPOの支援を対象に、NPOの基階やNPOを取り合義を対象に、NPOの基階やNPOを取り合金を決し、自己を会場に、関立におないような配置で実施し、21名が参加した。 (4) NPO支援施設及が中間支援組織の育成支援、NPOの大変施力を関係して対象に、対して会場にし、国际におないような配置で実施し、21名が参加した。 (4) NPO支援施設及が中間支援組織の育成支援、NPOの大変を対象に関係の行政支援、NPOでも対象を表現を対象に研究を支援しました。 (4) NPO支援施設及が中間支援組織の育成支援、NPOの大変を表現を対象に研究を表現した。 「AD 立度性セクースタンフ格を関係を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		_	事業実績	指定管理者の自己評価		県の評価	
存産性等事業 行政能量を対象に、PFのが基礎やPFのを取り 参析環点、PMOに行政との協働の選帳を深った 対象に対する。 対象に対すが、A、反動的にのため、文法サー のたる党性し、A、反動的にのため、文法サー のたる党性し、A、区域的にのため、文法サー の大名党性し、A、区域的にのため、文法サー の大名党性し、A、区域のは、A、区域のは、A、区域のは、A、E、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、A、	項	目			評価		評価
参係域、PPGと行政との信仰が連続を認め、 を大き、名目に関加した。							
② ( ) ( ) PO 支援 世ンタースタフ 帯修 県内の PO 支援 脱砂 中民間 PO 支援 組織の か は			巻く環境、NPOと行政との協働の理解を深めるため、8月に実施した。 新型コロナウイルス感染防止のため、交流サロンを会場とし、密にならないような配置で実	ラザ会議室より収容人数が多い県庁会議室を借りることができず、NPOプラザを会場に実施した。 ・講座の休憩時間に、名刺交換と情報交換			
原内のMPO支援施設や民間MPO支援組織の 中名スタックや市町和MPOは自動密電職員を 対象に、研修を1回実施し、18名の冷加した。新型コナウイルスを映整拡大防止のため、ウェブ会議システムZoomで実施した。 ②その他 ・Facebookで県内のMPO支援施設が実施する事業を活動の様子をシェアし、情報を拡散した。 ・他支援施設への和設員および講師派遣 NPO・市民活動基礎講座の講師を派遣した。 ・他支援施設への和設員および講師派遣 NPO・市民活動基礎講座の講師を派遣した。 ・心の・市民活動基礎講座の講師を派遣した。 ・心の・市民活動基礎講座の講師を派遣した。 ・心の・市民活動を援施設オンライン情報交換・2回入が同じ会となった。 ・コロナ場での運営の工土等を共有し、各施資の別の少な提施設のスタッフをオンラインでは、新型コロナケイルスを企産の影響を受けている。地域の外のの状況や、支援施設のスタッフをオンラインでは、新型コロナケイルスを変産の影響を受けている。地域の外のの状況や、支援施設の選営に役立つ内容となった。 ・海医・サース・あ地域の外のの状況や、支援施設の高速力が、全域の運営に役立つ内容となった。 ・海医・サース・カース・大きの情報交換・共有し、7施設し1名が 参加した。  3.民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること (1)事務室(10室)、展示室大(2室)、レストラン(1室)等の貸出し、「大きの事業権進にあたっての課題を任何報交換・共有し、7施設し1名が、参加した。 ・楽集野点中込書を作成し、NPOブラザ館内でき返出の形式を活動団体に10団体と一選出版を表見3年といる。「会議室等の貸出事務に終して新型コロナイスに表決を選定しては長間非営利活施設 ホンチャドNPO博和ネットからダウンロードがとして使用団体を公募し、学遊経験者やNPO支援が設めに基づき、使用限を長見3年とい、大きが同時報ネットからダウンロードがとして使用団体を公募し、学遊経験者やNPO支援が設めに基づき、使用の下できるようにした。・海集の情報は、県内のNPOに対し、チラシレト選を経過しているようにより、東衛を活用したほか、マスコミ・セータール、電話を活用したはか、マスコミ・セータール、電話を活用したはか、マスコミ・セータール 電話を活用したはか、マスコミ・セータール 電話を活用したが、マスコミ・セータール 電話を活用したはか、マスコミ・セータール 電話を活用したが、マスコミ・セータール 電話を活用したが、マスコミ・セータール 電話を活用したが、マスコミ・セータール できない できない できない できない できない できない できない できない							
・ 「Facebookで県内のNPO支援施設が実施する事業や活動の様子をシェアし、情報を拡散した。 ・ 他支援施設への相談員および講飾派遣 NPOフラザから県内支援施設の運営相談の相談見や市民活動主機講座の講館を派遣した。 ・ NPO・市民活動主機講館をが選営相談の 投資を発金 県内のNPO支援施設のスタッフをオンラインで結び、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域のNPOの対別や、支援施設の運営に役立つ内容となった。 ファール・ 「精報交換を通し、各センター同士顔の見える関係性をつくることができた。 ファール・ 「大きな、中華の提供に関すること (1) 事務金付職が支換・共和し、7施設11名が参加した。  3 民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること (1) 事務金付職が支換・共和し、7施設11名が参加した。 (1) 本の大きな、空き室はたいたのより、では民間すること (1) 事務金付職が支換・共和し、7施設11名が参加した。 (1) 本の大きな、空き室はたいでは民間を制工が、大きな、空き室はあるものの、各種媒体と活用し使用団体の選考については、募集の都度、条件の大きなの要素を変し、大きな、変し、空機を終する中できる。 (4) 本の大きな、できるようにした。 「全部変もの責任者」では果実に関する。 「特別は、大きな、ア・ス・大きが下の情報本、ト・カ・ケぎ下の情報本、ト・カ・ケぎ下の情報本、ト・カ・ケぎ下の情報本、ト・カ・ケぎ下の情報本、ト・カ・ケぎ下の情報本、ト・カ・ケジ下の情報本、ト・カ・ケジ下の情報本、ト・カ・ケジ下の情報本、ト・カ・グランロードができるようにした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした選集を発して、・・ 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チラン 製集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 (2) 本記を対した。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 第集の情報は、果内のNPOに対し、チランした。 (4) 本記を表した。 (4) 本記を表したる。 (4) 本			県内のNPO支援施設や民間NPO支援組織の中堅スタッフや市町村NPO担当部署職員を対象に、研修を1回実施し、18名が参加した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のた	ふくおかNPOセンター理事長に講師を依頼 し、福岡と仙台をオンラインで繋ぎ、県内の NPO支援センタースタッフや、市町村担当職 員に対し、地域課題の担い手の発掘や育成			
№ ○ ・			·Facebookで県内のNPO支援施設が実施する事業や活動の様子をシェアし、情報を拡散				
・NPO・市民活動支援施設オンライン情報交換会 県内のNPO支援施設のスタッフをオンラインで結び、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域のNPOの状況や、支援施設の運営状況や今後の事業推進にあたっての課題等を情報交換・共有し、7施設11名が参加した。  3.民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること (1)事務室(10室)、展示室大(2室)、レストラン(1室)等の貸出し ①インキュベーション施設として、県内のNPO法人や市民活動団体(10団体)に貸出した。また、空き室については民間非営利活動炮点施設条例に基づき、使用別限を最長3年として使用団体を公募し、学識経験者やNPO支援施設の責任者、宮城県職員、NPOブラザ館長4名により、選考した。6/23(火)実施した選考審査会では、事務室(ハ)1団体、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、			NPOプラザから県内支援施設の運営相談の 相談員や市民活動基礎講座の講師を派遣				
換会 県内のNPO支援施設のスタッフをオンライン で結び、新型コロナウイルス感染症の影響を 受けている地域のNPOの状況や、支援施設 の運営状況や今後の事業推進にあたっての 課題等を情報交換・共有し、7施設11名が 参加した。  3.民間非営利活動を行う者に対する施設又 は設備の提供に関すること (1)事務室(10室)、展示室大(2室)、レストラン(1室)等の貸出し ①インキュベーション施設として、県内のNPO 法人や市民活動団体(10団体)に貸出した。 また、空き室については民間非営利活動を 点施設条例に基づき、使用財限を最長3年 として使用団体を公募し、学識経験者やNPO 支援施設の責任者。宮城県職員、NPOプラ ザ館長4名により、選考した。6/23(火)実施 した選考審査会では、事務室(小)1団体、 ・募集の情報は、県内のNPOに対し、チラシ できるようにした。 ・募集の情報は、県内のNPOに対し、チラシ した選考審査会では、事務室(小)1団体、 ・券集の情報は、県内のNPOに対し、チラシ した選考審査会では、事務室(小)1団体、 ・サール、電話を活用したほか、マスコミにも			■仕様書に基づく業務のほか、以下を実施。				
は設備の提供に関すること (1)事務室(10室)、展示室大(2室)、レストラン(1室)等の貸出し ①インキュベーション施設として、県内のNPO 法人や市民活動団体(10団体)に貸出した。 募集要項と申込書を作成し、NPOプラザ館内を主た、空き室については民間非営利活動拠点施設条例に基づき、使用期限を最長3年として使用団体を公募し、学識経験者やNPO支援施設の責任者、宮城県職員、NPOプラザ館長4名により、選考した。6/23(火)実施した選考審査会では、事務室(小)1団体、 やまいのNPOに対し、チラシやメール、電話を活用したほか、マスコミにも			換会 県内のNPO支援施設のスタッフをオンラインで結び、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域のNPOの状況や、支援施設の運営状況や今後の事業推進にあたっての課題等を情報交換・共有し、7施設11名が	設の運営に役立つ内容となった。 ・情報交換を通し、各センター同士顔の見え			
①インキュベーション施設として、県内のNPO 法人や市民活動団体(10団体)に貸出した。 募集要項と申込書を作成し、NPOプラザ館内 また、空き室については民間非営利活動拠 点施設条例に基づき、使用期限を最長3年 として使用団体を公募し、学識経験者やNPO 支援施設の責任者、宮城県職員、NPOプラ ザ館長4名により、選考した。6/23(火)実施 した選考審査会では、事務室(小)1団体、 や宮城県共同参画社会推進課に設置したほか、みやぎNPO情報ネットからダウンロードができるようにした。 ・募集の情報は、県内のNPOに対し、チラシ ・サリル・できるようにした。			は設備の提供に関すること (1)事務室(10室)、展示室大(2室)、レスト			・事務ブース等の貸出については、現在若干空き室はあるものの、各種媒体とを活用し使用団体の募集を行っている。 ・会議室等の貸出事務に関して新型コロナウ	
した選考審査会では、事務室(小)1団体、 やメール、電話を活用したほか、マスコミにも			法人や市民活動団体(10団体)に貸出した。 また、空き室については民間非営利活動拠 点施設条例に基づき、使用期限を最長3年 として使用団体を公募し、学識経験者やNPO 支援施設の責任者、宮城県職員、NPOプラ	募集要項と申込書を作成し、NPOプラザ館内 や宮城県共同参画社会推進課に設置したほか、みやぎNPO情報ネットからダウンロードが できるようにした。		イルス感染症の影響による利用料の返金等の事務対応を適切に実施した。	
は常設ショップ2団体の使用を決定した。 使用が決定した団体が情報回線の使用を希望する場合は、使用許可申請書に基づき貸出した。・使用団体は定期的に使用報告書をNPOプラザに提出し、NPOプラザはそれらを交流サロンで公開するとともに、運営についてアドバイスした。			した選考審査会では、事務室(小)1団体、 9/17(木)にはレストラン1団体、2/16(火)に は常設ショップ2団体の使用を決定した。 使用が決定した団体が情報回線の使用を希望する場合は、使用許可申請書に基づき貸	やメール、電話を活用したほか、マスコミにも 告知を依頼し、広く提供した。 ・使用団体は定期的に使用報告書をNPOプ ラザに提出し、NPOプラザはそれらを交流サ ロンで公開するとともに、運営についてアドバ			

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
	②展示室小(短期ショップスペース)は9件の使用があり、1団体は新規の利用だった。4月に2件の申込があったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止で一部休館した時期に重なったことなどから、貸出せなかった。				
	(2)会議室等(4室)の貸出し NPO法人や市民活動団体、市民がこれから団体を立ち上げて活動していくための準備会、企業が市民やNPO、行政と連携して行う社会貢献活動に対し、会議室を貸出した。併せて、申請に応じて拡声装置や視聴覚設備も貸出した。使用の機会均等を図るため、使用の要件や、予約手続きの方法などは、窓口やみやぎNPO情報ネットで周知した。	た。 ・第2会議室は1時間200円による分割使用ができるようにした。 ・使用団体の都合により使用日や使用施設			
	管場所となるロッカー、団体の連絡先となるレターケースを募集要項に基づき使用団体を募集し、貸出した。 貸出台数は、ロッカー(大)が27台/30台、	・ロッカーやレターケースは単年度ごとに使用団体を募集するが、レターケースについては、NPOの連絡先になるため、継続して同じ場所が使用できるよう配慮した。・使用団体は使用期間終了時に使用報告書をNPOプラザに提出し、NPOプラザはそれらを交流サロンで公開した。			
	影響を受けたNPOが、オンラインを活用し、また安全安心なリアルの場づくりを大切にしながら、新しい活動のあり方を模索して活動を継続・展開するヒントを意見交換を通して得ることを目的に開催した。 初めて会場とウェブ会議システムを併用して開催した。講演は東京の講師とオンラインで	・会場とオンラインの併用開催に向けてリハーサルを重ねて実施し、当日はスムーズに運営することができた。この併用開催で得たスキルを他事業にも活かすことができ、またNPOのオンライン化のサポートにも役立った。		・NPOや県民、企業など多様な主体の相互連携や交流の機会創出のため毎年NPOフォーラムが実施されているところであり、ニーズに対応したテーマで実施されている。令和2年度は会場とオンライン会議を併用したハイブリッド運営で当該フォーラムを実施し、講座内容だけでなく運営についても参加者の参考となっている。 ・多様な主体との協働を推進する事業の企画・運営について今後も適切に実施されたい。	

<b>項</b> 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
	5.その他、施設の設置目的を達成するため に知事が必要と認める業務 (1)県民のNPO活動の促進について				
	①交流サロンでのボランティア募集情報提供みやぎNPO情報ネットに掲載を依頼されたボランティア募集や有給スタッフ募集等の情報を交流サロンに掲示した。 ②河北新報夕刊「志民の輪」への情報提供平成31年4月から、月曜日発行の河北新報	状況のなかでNPOのボランティア募集情報の 収集に力を入れ、交流サロンの掲示やみや ぎNPO情報ネットで発信した。また、より多くの 市民に情報を活用してもらえるよう、みやぎ NPO情報ネットの広報に力を入れた。 ・ボランティア募集情報等を掲載した情報紙			
	活動へ参画してもらっための人口とするため 「市民活動サロン」をウェブ会議システム	・NPO活動に取り組む実践者をゲストに招き、活動に関わった経緯や活動内容、課題などの話を聞き、参加者のNPOへの関心を高めることができた。また、ゲストの活動に共感し、その後実際にNPO活動に加わった参加者もいた。 ・感染の不安を感じる人も安心して参加できるよう、オンラインで開催した。普段NPOプラザを利用しないような遠方にお住まいの方の参加もあった。			
	(2)みやぎNPOプラザ運営評議会の開催				
	NPOプラザの運営や、県内のNPO支援を協議する諮問機関として、学識経験者、NPO支援組織、施設利用者、県域協力団体等10名で構成する運営評議会を設置し、年2回開催した。	・評議会委員からの意見を運営に反映させ、施設管理や講座開催に活かした。 ・2回目は、会場とオンラインを併用して開催した。それに伴い、オンラインで参加する場合の規定を設けた。			
	■ソフト事業として、仕様書に基づく業務以外 に以下を実施。				
	①図書委託販売 NPOが発行する図書の販売を代行した。15 種類の書籍を設置し、65冊販売した。	・扱う図書の開拓、及び注文を含めた広報チラシを作成して、広報を行った。			
	②プロジェクター等の貸出 当法人所有のプロジェクターやスクリーン、 DVDプレーヤーや音響などの機材を、施設貸出し用として活用した。	・県備品の拡声装置が老朽化したため、法 人が購入したものを貸し出している。			

項目		事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】 ====================================		県の評価 【施設所管課記入】	
		(本文の各項目に記載済み、自主事業のみ		評価	・NPOが発行する冊子等やNPOの基盤整備	評価
<b>④自主事業</b> (	の実施	再掲)	・随時、利用者のニーズをアンケートなどで調査収集し、サービス向上を目指した。 ・7月~10月まで、未使用マスク回収箱をロビーに設置し、335件、約1,500枚のマスクが寄付された。寄付されたマスクは、食糧提供や貧困家庭への支援等に取り組む県内のNPOに提供した。	3	・NPOが発行する間子等やNPOの基盤発備等に役立つ書籍の販売代行や、プロジェクター等機器の貸し出しなど、施設の目的等に帰するサービスを計画し実施している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に対応したNPO支援として未使用マスク回収箱の設置とNPOへの提供を企画・実施し効果を上げたことについて評価できる。	S
		■専門家対応の相談 ・認定NPO法人申請相談(認定NPO法人杜の伝言板ゆるる理事等)	・認定NPO法人を目指すNPOに対し、PSTが クリアできるかどうか、その他要件を満たして いるかどうかを確認する相談会として企画し たが、申込がなかった。			
		・雇用調整助成金相談(社会保険労務士) ・オンライン事業展開相談(学識者)	・雇用調整助成金相談、オンライン事業展開相談は満席だった。コロナ禍で活動の継続や展開に悩むNPOの相談に対応することができた。			
⑤利用者サー の向上	 ビス	①利用者懇談会の開催 NPOプラザのよりよい活用を検討するため、 使用団体との意見交換や出席者間の情報 交換の場として2回開催。1回目はNPOプラザ を拠点にして活動している団体を対象に開催 し5名が参加、2回目は貸事務室等を利用し			・「利用者懇談会」としてみやぎNPOプラザを拠点として活動している団体等と意見交換を実施するなどし、意見を取り入れる機会を設けるなど積極的に利用者ニーズの把握に努めている。	A
		ている団体を対象に開催し6名が参加した。	・2回目の懇談会では、大型モニターで活動 状況を紹介し、コロナ禍での活動状況などを 聞くことができた。		・事務室利用団体に対する伴走的なフォローアップ等、インキュベーション施設としての役割を果たしていると認められる。	
			・2回目の懇談会では、NPOプラザの仙台医療センター跡地移転に向けて、新施設への希望等の意見が出された。		・フェイスブック等多様なチャンネルを活用し 積極的に情報発信等を実施している。	
		②インキュベーション施設(事務室、ショップ、レストラン)使用団体の育成・各団体担当のスタッフを決め、日ごろからの情報交換で各団体の現状や課題を把握し	・団体に必要と思われる講座や専門相談の 実施の情報を積極的に提供した。また、講座 参加費はインキュベーション支援の一環とし て割り引いた(延べ6団体)。			
		換をしたほか、組織運営や経営のアドバイス をした。また、会議室の使用手続き方法等に	営に必要な会計処理方法、会員やボラン ティア、催事参加者の募集方法などのアドバ			
		関する要望を受けた。	・新型コロナウイルス感染症に関する支援策 (持続化給付金等)への申請には、マンツーマンでサポートした。			
		③情報関係 ·Facebookを活用し、NPOプラザを身近に感じてもらえるよう積極的に情報を発信した。	·Facebookの活用に力を入れ、プログを更新した際はFacebookでも拡散するなどの工夫をした。特に、市民を対象として開催した下まをして、特に、市民を対象として発施設が主任する事業、レストランや事務室等を使用するNPOの活動状況を広報・拡散するツールとしても活用した。			
		④設備の貸出し ・光源が強く、多様なデバイスと接続が可能なプロジェクターを整備し貸出した。 ・拡声装置を整備し、貸出した。 ・共同作業室にシュレッダーを設置し、貸出した。				

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】 評価		県の評価 【施設所管課記入】	
	■仕様書に基づく業務以外に、次の事業を 実施し利用者サービスの向上に努めた。 ①情報関係 メールマガジン登録について、プラザ主催の 講座や専門相談、窓口で案内するなど、登録者の増加を図った。 ②専門相談 専門相談を活用してもらえるよう、県内の NPOに対しての広報を徹底した。 ③Wi-Fiの整備 交流サロンで無料で使用できるWi-Fiを貸出した。 ④利用料の減額 条例で定められている、研修室や情報回線 設備の金額より安い額で貸出した。	・専門相談の実施広報に力を入れ、1日3団体としている相談についてはほぼすべて満席だった。 ・研修室は、隣室の印刷機の騒音を考慮し300円/1h(400円)に、情報回線は設置環境の変更により1,000円/月(3,000円)に減			評価
⑥利用者の苦情, 要望等の把握 とその反映	用者アンケートの回収BOXを設置し、NPOプラザへの要望や意見が出しやすい環境を整えた。 ③意見や要望には、改善できるものについては迅速に対応したほか、それ以外はミーティングで対処を検討し、主務課に報告及び相談した。その対処結果は館内の掲示板に掲示し、利用者に周知した。(年間21件) ④トラブル発生時に迅速に対応できるよう、	指定管理者での対応が難しいことは、主務課に報告、相談した。 ・利用者が意見や要望を出せる機会や環境を十分に設け、対応についても万全を期すことができた。管理区分外への意見があった場合は、文化財課分室に速やかに報告相談することをスタッフで共有し運営にあたった。 ・要望への回答は館内に掲示し、施設の対応の情報公開につなげた。その他については質問者や要望者に直接返答した。 ・館長、運営主任の連携体制を密にしたことが、トラブル発生時の適切な対応につながっ	,	・アンケートBOXによる利用者の声に対する 回答など、トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、意見や要望に対する対応結果を 館内の掲示板に掲示するなど、情報の共有 化と対応の透明性が保たれている。 ・トラブルが発生した際の体制が取られており、施設主管課への報告・相談が随時行われている。 ・利用者の利便性については、庁舎管理者 である文化財課分室と連絡を取りながら向上 に努めている。	S
⑦安全対策			S	・同じ庁舎内に入居する宮城県文化財課分室及びみやぎ婦人会館と合同の避難訓練等を実施するなど、緊急時の誘導方法の情報共有をしており、安全対策が講じられている。 ・スタッフに救命講習を受講させる等、積極的な安全対策に努めている。	A

### 8県民の平等利用

①条例に基づく利用対象者及びそれに順ずる団体に対し、貸室や作業室の備品等を貸出した。また、NPOに関心のある市民や企業等には、玄関ロビーや交流サロンでNPOの情報提供を行った。

②貸室の受付の平等を確保した。3ヶ月前の 応当日から窓口で平日(火〜土曜日)の 9:30〜21:30、日・祝祭日の9:30〜17:30の 間、受け付けた。

電話予約は10:00から受付け、FAXやメール ることの場合、受信の時間差があり、応答に時間がした。かかることを明記した。

③事務室及び常設ショップスペースの入居 団体を公募し、学識経験者やNPO支援組 織、主務課や指定管理者で構成する選考委 員4名により選考審査会を実施した。

④使用対象者をみやざNPO情報ネット等に 明確に表示したほか、使用対象外の団体や 個人に対して、使用可能な他施設を紹介した。

⑤講座を開催するにあたり、すべての受講対象者に情報が届くように、多様な媒体を活用して広報を行った。

⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、積極的にウェブ会議システムZoomを活用して事業を実施し、参加者は178名だった。

・施設利用方法の情報は、みやぎNPO情報ネットに掲載したほか、窓口や館内にも掲示し、平等な対応ができた。

・窓口での利用者に対応する業務については、スタッフで常に情報を共有し、平等な対応ができた。

・新型コロナウイルス感染症を理由に会議室の使用を中止する場合は、返金が可能であることを丁寧に説明し、返金時は適切に対応した。

・NPOにインキュベーション施設の機会をより 多く提供するため、県内のNPO法人や一般 社団法人、任意団体に向けた広報を徹底した。

・レストランの運営団体や常設ショップを運営する2団体を決定した。

・相談や講座、フォーラム等でZoomを活用したことが、これまでNPOプラザを利用したことのない団体の参加につながった。

·Zoom使用が不安な参加者に対しては、事前に接続確認を行うなどのサポートを徹底した。

・事務室の貸与団体を選定する際には外部 委員による審査を行うことで透明性・公平性 が確保されていると認められる。

・貸室の予約受付について、使用対象外の 団体等に対しても、使用可能な他施設を紹 介する等、形式だけでなく、より丁寧な対応を 行っていることは評価できる。

・オンラインによる講座を実施する場合でも、 事前のリハーサルを丁寧に行っていることや オンライン参加が難しい参加希望者に対して 会場参加等を検討し実践していることは評価 できる。

	事業実績	指定管理者の自己評価		県の評価		
項目	指定管理者記入】	指定管理者記入】	評価	F++-=n===4+==============================	評価	
⑨個人情報の保護	①個人情報保護法及び指定管理者が設置する「民間非営利活動プラザに関する個人情報管理規定」に基づき、個人情報の保護に努めた。 ②情報漏洩や流出を防ぐため、スタッフによる情報の持ち出しや、フラッシュメモリの使用を禁止した。 ③個人情報保護責任者(館長)を置いた。	・スタッフミーティング等で、個人情報の管理 徹底を定期的に確認した。 ・講座の参加者名や、相談記録等の個人情報については、事務室内の扉があるキャビネットで保管した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のひとつとして利用者の連絡先等を確認したが、感染の危険性のある期間経過後にシュレッダーにかけ廃棄した。 ・スタッフ採用時には、個人情報保護について説明し、秘密保護に関する誓約書を提出してもらい、情報漏洩や個人情報保護に努めた。	3	・指定管理協定書にある「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正な取扱いに努めていると認められる。	Α	
<b>⑩利用実績</b>	■上記「4.利用実績」の通り。 ■その他、下記の利用があった。 ①短期ショップスペースを述べ9団体に、約9週間貸出した。 ②印刷機、コピー機、パソコンなど活動に必要な機器を貸出した。コピーは4,426枚、印刷機は398件の使用があった。 ③NPOの連絡先となるレターケース60台、荷物保管場所になるロッカー(大:30台、小:20台)を貸出した。レターケース使用団体へのFAX取次サービスも延べ3団体に行った。	や休止等の影響で、利用者数は昨年度より 15,086名減少した。 一方で、感染拡大防止の観点から、ウェブ会 議システム「Zoom」を活用して事業を行い、 オンラインでの事業参加者は178名だった。		・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少する中でもオンラインを活用した情報発信及び事業を積極的に進め、利用者のニーズを把握しながら施設の管理運営に係るPRを積極的に実施している。	A	
⑪収支実績	■上記「5.管理運営収支実績」の通り。	・リース期間が終わった機器のうち、経費削減のため、まだ使用できるものは再リースし、スタッフが整備しながら使用した。 ・経費削減のため、利用者に影響がないところで節約に努めた。	S	・限られた予算において、施設の老朽化や利用者の利便性向上のため施設管理費の増加が見込まれる中、事業の実施について費用対効果に配慮し工夫を行っている。	A	
②その他の取組	のe行動(eco do!)宣言」に申請し、電気使 用量や用紙使用料の削減、廃棄物の減量		S	・省エネやリサイクルなど、環境への配慮を徹底しており、施設利用者へ協力を依頼するなど積極的な取組が認められる。 ・市民ボランティアとの協働など、指定管理者であるNPOの特性を活かした取組は評価できる。	•	

・新型コロナウイルス感染拡大のため、館内 ・各評価項目において、概ね年度事業計画に の換気や消毒、密にならない配置などを徹 掲げた業務。事業を達成している。 底しするとともに、対策の状況を利用者に説 明するとともに、館内ポスターやみやぎNPO ・指定管理協定書の仕様書に基づく業務以 情報ネット等で周知した。 外の業務にも積極的に取り組んでおり、評価 できる。今後も相談や講座について利用者 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のた ニーズに対応し継続的に行い、更に支援を進 め、積極的にウェブ会議システムZoomを活 められるよう職員のスキルアップに繋がる取 用して事業を実施した。オンラインで開催す 組や情報収集及び情報提供をお願いした るにあたり、機器の回線接続や操作、当日の 運営についてリハーサルを重ね、それぞれの 事業をスムーズに運営することができたこと ・県の中核機能拠点として地域のNPO支援セ は評価できる。これらで得たスキルを、県内 ンター及び市町村からの要請に応えるととも NPOからのコロナ禍での事業実施に関する相 に. 連携を深めNPO人材育成等についての 談で還元することもできた。 取組の促進等についても期待したい。 ・オンラインを活用したことで、普段NPOプラ ・新型コロナウイルス感染症等社会情勢を踏 ザを利用したことのない層や、地域からの参 まえながらニーズに対応したサービスの提供 や施設管理運営について行われていることに 加があった。 ついて評価できる。 ・新型コロナウイルスで組織運営に影響を受 けたNPOへの情報提供や相談対応を丁寧に 行い、持続化給付金や雇用調整助成金、民 総合評価 S S 間助成金等へ申請につながった。 ·講座や研修を実施する際は、県内のNPOに その情報が届くように広報を徹底し、NPOの 組織基盤強化や活動の推進に活用してもら うことができた。特に県内で新たに認証された NPO法人には、パンフレットや講座や相談会 のチラシ、情報誌などを郵送し、NPOプラザの ・NPO支援にはNPOの情報提供や、NPOの情報発信のサポートが欠かせない。特にNPOが 必要としている助成金情報や市民の関心の 高いイベント情報等を発信できたことは評価 できる。 ・スタッフの研修機会を多く設けたほか、法人 内でもNPOについて理解を深める学びの機会 を設け、スタッフのスキルアップにつなげた。

#### 【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

BRIGHTH IVA CHILD I CHANZ				
評価	評価の考え方			
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。			
Α	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。			
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。			
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。			

### 【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方					
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり,優れた管理運営が行われた。					
Α	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。					
В	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。					
С	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず,大いに改善努力が必要である。					

### 7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
	・開館して19年が過ぎ、開館当初に購入した会議室の机や椅子、音響セット、NPOルームのパーテーションなどの備品が老朽化し、いつも使用できる状態にするには資金的、物理的に非常に難しくなっている。	・令和10年度を目処に移転の方向性が示されたことから、今後6~7年程度は現施設において必要最小限の修繕等を実施しながら管理・運営を継続することとなる。時期や状況を鑑みながら修繕や備品の調達等について今後も県と連携を図り対応をお願いしたい。
管理運営の課題等	・施設の老朽化や構造上の問題が大きい。洋式トイレの不備や、会議室間の壁が薄いための隣室への音漏れ、印刷機や紙折り機の騒音などが課題である。	・施設の老朽化による不便さがあるものの、限られた予算でできる限り顧客満足度を高めることができるよう、 今後も県と連携を図り創意工夫をお願いしたい。
	・新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数が減少し、利用料収入も減少している。収束の見通しが立たず、今後も会議室利用料や講座等の参加費も減収が見込まれるため、収入をどのように確保するかが課題。	・新型コロナウイルス感染症の影響で利用料収入の減少が見込まれる部分については、デジタルシフトをはじめ事業の更なる効率化や実施方法についての工夫をしながら対応をお願いしたい。